



## 議事の顛末

議 長	<p>会長挨拶</p> <p>それでは、定数に達しているので、只今より第15回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第15回浦臼町農業委員会の会期は、令和3年10月25日、本日1日とする事にご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することでご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、6番 今田委員、7番 石橋委員、よろしく申し上げます。</p> <p>日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。</p>
局 長	<p>第15回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について1件でございます。日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について売買1件でございます。日程第5、議案第3号、浦臼町農業経営基盤強化促進基本構想の策定にかかる意見書の交付について、でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。</p> <p>1ページ、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案1ページをお開き下さい。議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。</p> <p>令和3年10月25日提出 浦臼町農業委員会会長 畑山 証。1. 土地及び関係人の表示所在は***** **筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は</p>

\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*さん、借主は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*さんです。適用は合意解約。\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*による賃貸で、\*\*\*\*\*からの賃貸でしたが、  
\*\*\*\*\*に合意解約の通知書が提出されております。図面は  
2ページになります。場所は、\*\*\*\*\*農  
地であります。合意解約した農地については、本日の議案に提出しますが、強化法による売買を行います。議案1ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。

議 長 この件については、許可することで決定致します。

議 長 次に3ページ。日程第3、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。4ページ譲渡人\*\*\*\*\*さん、譲受人\*\*\*\*\*さんについて審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案3ページをお開きください。議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について浦臼町長より申請のあった別紙内容による農用地利用集積計画の決定について審議する。令和3年10月29日公告予定令和3年10月25日提出浦臼町農業委員会会長畑山証。議案4ページをお開きください。1.土地及び関係人の表示所番号3、所在は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。対価は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*円。単価は\*\*\*\*\*円です。所有権移転の時期は令和3年10月29日。引渡しの時期は対価の支払日です。譲渡人は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*さん。譲受人は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*さん。  
譲渡理由は\*\*\*\*\*、譲受理由は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*です。図面は5ページになります。場所については\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の判断ですが、6ページに調査書を添付してありますとおり、各号に適合していますので許可要件を全て満たしております。議案4ページの説明は以上でございます。

議 長           この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん委員長から現地調査も含めて報告を願います。

地区委員長    現地確認については、9月1日実施の農地パトロールの際に行っており、地区委員以外の全農業委員にも現地を見ていただいています。  
現場は、山奥で急傾斜・土地改良区の水利権も無いため、河川からため池にポンプで水を揚げて利用しており、水田として利用するには厳しいところであります。以上の状況を考慮し、この価格としました。

議 長           只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

古橋委員       水田では無いという扱いですか。

地区委員長    農業共済組合の水田の引き受け面積にカウントされていますので、土地改良区の水利権の有無に関係なく水田の認定面積となっており、更に中山間事業の対象地でもありますので、畦畔も保存された状態であることは、9月1日の時に確認されていると思います。

議 長           他にありませんか。

全委員         ありません。

議 長           この件については、許可することで決定致します。

議 長           次に7ページ。日程第5、議案第3号、浦臼町農業経営基盤強化促進基本構想の策定に係る意見書の交付についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局         議案7ページをお開きください。議案第3号浦臼町農業経営基盤強化促進基本構想の策定に係る意見書の交付について浦臼町農業経営基盤強化促進基本構想について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項の規定に基づき、別添の通り定め、同法同条第6項の規定により、北海道知事の同意を受けたく農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第2条により意見を求めます。令和3年10月25日提出。浦臼町農業委員会会長畑山証。

次ページ以降に基本構想案と新旧対照表を掲載しております。修正点及び追記部分については赤文字となっておりますが、その中から主な改正内容につきまして3点ご説明させていただきます。

・令和3年3月に道の農業経営基盤強化促進基本方針が改訂されたこと

に伴い、農業者の目標年間労働時間の下限を1800時間から1700時間に変更しております。また、基本方針の改定により北海道全体の農業法人数の目標が令和12年度までに5500経営体となったことを受け、浦臼町の農業法人数の目標を7から10経営体に引き上げています。

・浦臼町の新規就農者数や農地の集積状況等の数値を現状に合わせた数値に修正しております。

・農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正され、令和2年4月1日より農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ移行されることに伴い、「農地利用集積円滑化団体」の文言の削除や、関連する文言について加筆・修正・削除を行っております。

以上の3点が主な改正内容となります。具体的な修正箇所及び内容については各自でお目通しいただきたいと思っております。議案第3号の説明については以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

静川委員 11ページの農業後継者のいない割合が90%となっておりますが、どのような基準で算出されたのですか。

事務局 この基本構想は、農業担当部署が作成し、当農業委員会に意見を求めることとなっておりますので、詳しい算出基準は農業担当部署に確認いただければと思います。

なお、後継者の有無についての基準としては、手伝いであっても年間農業従事日数が、150日以上を達成していなければならないことと、経営移譲を受けて数年しか経過していない農家世帯では、後継者はいないと判断されるため、このような数字になったものと思われれます。

議 長 ほかにありませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、この件については、意見書を交付することで、決定致します。

議 長 以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。これをもちまして、第15回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、横井正樹が作成したものであるが、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 3年 10月 25日 浦臼町農業委員会会長 畑 山 証

委員

印

委員

印